

水産防疫対策要綱

令和8年6月9日

農林水産省

目 次

	頁
I 水産防疫対策の基本的な考え方	
1 水産防疫対策要綱の趣旨	1
2 水産防疫対策の推進方向及び関係者の果たすべき役割	2
3 新疾病への対応	20
4 特定疾病以外の定着している疾病への対応	22
別記1：輸入水産動物の着地検査指針	23
別記2：特定疾病等のサーベイランス指針	30
別記3：養殖場における衛生対策指針	34
別記様式1～11	38～50
II 病性鑑定指針	
1 魚類	
(1) ウイルス性出血性敗血症(IVa型を除く。)(VHS)	53
(2) サケ科魚類のアルファウイルス感染症	57
(3) 流行性造血器壊死症(EHN)	60
(4) ピシリケッチア症	65
(5) レッドマウス病	68
(6) 旋回病	71
(7) コイ春ウイルス血症(SVC)	74
(8) コイヘルペスウイルス病(KHVD)	80
(9) マダイのグルゲア症	86
2 甲殻類	

(1) イエローヘッド病	90
(2) 壊死性肝膵炎 (NHP)	93
(3) タウラ症候群 (TS)	97
(4) 伝染性皮下造血器壊死症 (IHHN)	100
(5) 急性肝膵臓壊死病 (AHPND)	103
(6) 伝染性筋壊死症 (IMN)	106
(7) バキュロウイルス・ペナエイ感染症	109
(8) エビの潜伏死病 (CMD)	112
(9) 鰓随伴ウイルス病 (GAV)	115
(10) モノドン型バキュロウイルス感染症	118
(11) 十脚目イリドウイルス病	121
3 貝類等	
(1) アワビヘルペスウイルス感染症	125
(2) カキヘルペスウイルス 1 型変異株感染症 (μ var に限る。)	128
(3) パーキンサス・クグワディ感染症	131
(4) マボヤの被嚢軟化症	134

I 水産防疫対策の基本的な考え方

I 水産防疫対策の基本的な考え方

1 水産防疫対策要綱の趣旨

近年、我が国に輸入される水産動物が多様化する中、我が国の水産業に多大な被害を及ぼすリスクの高い新たな伝染性疾病が世界各国で確認されている。これらの疾病の我が国への侵入を未然に防止するとともに、万が一発生した場合であっても早期に発見し、迅速なまん延防止措置により、被害を最小限に止めるための水産防疫体制を整備することが不可欠である。このため、平成 26 年 8 月に、水産防疫専門家会議を設置し、国内外の疾病関連情報を広く収集するとともに、水産動物疾病に関する専門家の助言を得て、科学的知見に基づくリスク評価を実施した。リスク評価の結果を踏まえ、平成 28 年 1 月に水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林水産省令第 44 号。以下「水資法規則」という。）及び持続的養殖生産確保法施行規則（平成 11 年農林水産省令第 31 号。以下「持続法規則」という。）を改正し、水資法規則第 1 条の 2 第 1 項の表に掲げる水産動物及び輸入防疫対象疾病、水資法規則第 1 条の 5 の表に掲げる期間並びに持続法規則第 1 条の表に掲げる水産動植物及び特定疾病を見直し、水際防疫及び国内防疫を強化したところである。

また、近年、我が国の養殖形態として輸入種苗等を使用した陸上養殖が増加しており、令和 5 年 4 月には、内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 20 号）が施行され、陸上養殖業

の届出が義務付けられたことから、養殖の実態を踏まえた水際防疫及び国内防疫の実施がこれまで以上に重要になってきている。

本要綱は、輸入防疫対象疾病及び特定疾病の発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合であっても、迅速かつ的確なまん延防止措置を講じるため、国が我が国の水産防疫体制全般を総括的に調整しつつ、水産防疫に関わる全ての関係者が一体となって防疫に取り組むための基本方向を示すものである。

2 水産防疫対策の推進方向及び関係者の果たすべき役割

(1) 国内外の疾病に関する情報の収集及び関係者間の共有

①防疫対策の推進方向

輸入防疫対象疾病及び特定疾病等の国内発生を未然に防止し、万が一発生した場合であっても、迅速かつ的確に防疫措置を講じていくためには、国、都道府県水産防疫担当部局、水産防疫に関する検査・指導等を行う都道府県の水産試験場等（以下「魚病指導機関」という。）、獣医師（日常的に養殖水産動物の診療に携わる者に限る。）、養殖業者（持続法規則第1条の表に掲げる水産動植物であって、生きているものを飼育する養殖業者を指す。なお、放流種苗を生産する者を含む。）、研究者、水産防疫専門家会議等の関係者が連携して対応していくことが不可欠である。そのためには、水産業に多大な被害を及ぼすリスクの高い国内外の新興疾病をはじめとする各種疾病の発生状況、各国で実施している発生子防疫及び防疫措置等に関する情報を日頃から関係者で共有し、一体となって水産防疫に対する意識を高め、的確な防疫対策を行うことが必要で

あることから、関係者間の情報伝達体制の整備を推進する。

②関係者の果たすべき役割

ア 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）は、各国から国際獣疫事務局（WOAH）等に報告された疾病発生に関する緊急通報、報告等に係る情報を収集するとともに、各国における疾病の発生状況や防疫措置について注視しつつ、必要に応じて関係国政府に対して情報提供依頼を行うとともに、収集した情報の内容を整理し、必要に応じて、水産庁、動物検疫所、都道府県水産防疫担当部局、魚病指導機関、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所（以下「水産技術研究所」という。）と共有するとともに、水産防疫専門家会議に報告する。

イ 畜水産安全管理課は、都道府県等と連携し、国内における疾病の発生状況等をはじめとする各種疾病関連情報を広く収集し、必要な情報について関係者間で共有する。

ウ 研究機関（水産技術研究所、水産動物疾病の専門家を有する大学等）は、水産業に多大な被害を及ぼすリスクの高い国内外の新興疾病をはじめとする各種疾病に関する科学的知見の収集に努め、必要な情報を畜水産安全管理課等と共有する。

エ 畜水産安全管理課は、魚病指導機関、研究機関等の専門家により構成された水産防疫専門家会議を毎年度必要に応じて開催し、疾病に関する科学的な知見に基づくリスク評価及び効果的なリスク管理措置等に関する助言を受けるものとする。

(2) 輸入防疫対象疾病の水際防疫

①防疫対策の推進方向

伝染性疾病が我が国に侵入することを未然に防止するためには、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号。以下「水資法」という。）に基づく輸入防疫制度を的確に実施する必要がある。そのためには、輸出国政府の防疫制度、疾病の発生状況等に係るリスク評価を行った上で、あらかじめ輸出国政府と合意した衛生条件に基づく水産動物の輸入を行うことが必要不可欠であり、関係者が連携して水際防疫を推進しなければならない。

この際、水資法規則第 1 条第 1 項の表に掲げる水産動物であって、同条第 2 項の規定に基づき輸入許可対象外として取り扱う水産動物については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知で別途定めることとする。

また、水産動物の伝染性疾病の病原体の輸入に係る届出については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知で別途定めることとする。

②関係者の果たすべき役割

ア 輸入防疫対象動物の輸入者その他輸入防疫対象動物を取り扱う者（以下「輸入者等」という。）は、輸出国における疾病の発生状況等に関する情報を日頃から収集し、水産動物の輸入に当たっては、特に我が国に未侵入の伝染性疾病等の発生状況や輸出国の養殖場等の防

疫体制を踏まえて慎重に輸入し、及びその後の管理体制を検討する。

イ 畜水産安全管理課は、輸出国政府と協議の上、輸入防疫対象動物を日本向けに輸出するための必要となる要件を示した輸入条件に合意し、輸入条件に基づいた検査証明書様式を動物検疫所に通知する。また、輸入条件や検査証明書様式は必要に応じて輸出国政府と協議の上、見直しを行う。

ウ 輸入者等は、畜水産安全管理課があらかじめ輸出国政府と合意した輸入条件に基づいた輸出国政府が発行する検査証明書を添付して動物検疫所に輸入許可を申請する。

エ 動物検疫所は、別途定める「水産資源保護法の運用について」（平成19年9月19日付け19消安第3823号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、輸入防疫対象動物の輸入許可手続を実施するとともに、輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、必要に応じて水資法第14条第1項及び第2項の規定に基づく管理命令及び精密検査を実施する。

オ 畜水産安全管理課は、水資法規則第1条第2項第1号に規定する水産動物であって、養殖の用に供することを目的に輸入されるもの（輸入された後に、直接店頭等で観賞用として販売されるものを除く。以下「着地検査対象動物」という。）の輸入者その他着地検査対象動物を取り扱う者に対して、輸入許可後に本要綱の別記1「輸入水産動物の着地検査指針」（以下「着地検査指針」という。）に基づく着地検査を受ける必要がある旨を周知する。

着地検査を受ける者は、着地検査を円滑に実施するために、着地

検査指針に基づき動物検疫所及び仕向先の養殖場を管轄する都道府県に協力する。

カ 着地検査対象動物の仕向先の養殖場を管轄する都道府県は、動物検疫所による輸入許可後、当該着地検査対象動物について、着地検査指針に基づき、着地検査を実施する。その際、管轄する魚病指導機関は、養殖業者の指導・監督を行う。輸入許可手続を担当した動物検疫所は、着地検査指針に基づき、仕向先の養殖場を管轄する都道府県に対して着地検査の実施のため参考となる情報を提供する。

キ 着地検査場所となる養殖場の責任者は、管轄する魚病指導機関の指導の下、着地検査指針に基づき着地検査対象動物の健康観察等を実施し、魚病指導機関が必要に応じて実施する検査等に協力する。

ク 輸入防疫対象疾病が定められている水産動物のうち輸入許可対象外で生きているものを扱う輸入者その他当該水産動物を取り扱う者（以下「許可対象外動物輸入者」という。）は、畜水産安全管理課長通知において別途定める申告書を提出することとする。当該申告書を提出された畜水産安全管理課は、輸入許可対象外であると確認した後、当該許可対象外動物輸入者に当該申告書を返却する。

ケ 畜水産安全管理課は、許可対象外動物輸入者に対して、輸入時の搬送に使用した水等の消毒を行う等、公共の用に供する水面に直接廃棄・排水することのないよう指導するとともに、輸入した水産動物の残さについて、養殖用の餌料として使用することのないよう指導する。

コ 輸入者等は、輸入時の搬送に使用した水等の消毒を行う等、公共

の用に供する水面に輸入時の搬送に使用した水等を直接廃棄・排水することのないよう水産防疫上適切に処理し、輸入した水産動物の残さは養殖用餌料として使用しないこととする。

(3) 持続法規則に基づく特定疾病をはじめとする養殖水産動植物の疾病の発生予防

①防疫対策の推進方向

持続法規則で定められた特定疾病等の清浄性の確認、発生の有無、発生の動向等についての的確に把握することが重要となるため、病性鑑定を迅速かつ的確に実施するための検査体制の整備を推進する。

②関係者の果たすべき役割

ア 畜水産安全管理課は、本要綱の別記2「特定疾病等のサーベイランス指針」に基づき、特定疾病をはじめとする養殖水産動植物の疾病についてのサーベイランスの実施について企画し、国内における疾病の清浄性、発生状況及び動向を的確に把握する。得られた結果については、関係者と共有するとともに、**WOAH** への報告を通じて関係各国と疾病の発生状況等について共有する。なお、具体的なサーベイランスの実施内容については、畜水産安全管理課から各都道府県等関係者に別途通知する。

イ 畜水産安全管理課は、特定疾病等の早期発見、迅速かつ的確な防疫措置に資する検査・消毒方法等の開発を支援する。

ウ 魚病指導機関、研究機関及び獣医師は連携して、特定疾病等に関

する病性鑑定の迅速化・精度向上に向けた取組を推進する。

エ 都道府県は、魚類防疫員・魚類防疫協力員制度、獣医師等の協力により、魚病指導機関等を中心とした都道府県内の防疫体制を整備する。また、関係者と連携して特定疾病等の発生に関する情報収集、検査を実施するとともに、養殖業者への衛生管理に関する普及・啓発による疾病の発生予防、早期発見及びまん延防止を推進する。特に、特定疾病の対象動植物を管理する養殖場については、計画的に現地を巡回し、必要に応じて衛生管理の指導等を実施する。

オ 都道府県は、養殖が行われている都道府県内の施設毎に、所在地、養殖している動植物種及びその数量、親魚・種苗等の輸入や外部からの導入・移動履歴等別記様式 1 に掲げる各項目について、可能な限り把握するよう努める。特に内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）第 28 条第 1 項に基づく届出養殖業については、届出された事項が魚病指導機関と情報共有できる体制を整備する。

カ 養殖業者は、本要綱の別記 3 「養殖場における衛生対策指針」に基づき、日頃から健康観察・飼育管理、親魚や種苗等の輸入、外部からの導入・移動履歴、健康状態等について記録し、保管するとともに、魚病指導機関に対する情報提供に努める等、基本的な衛生管理を実践する。

キ 養殖業者等は、特定疾病等に関する最新の知識を習得しつつ、これらの疾病の発生予防に努める。

(4) 養殖水産動植物の異状の早期発見、通知・届出、疾病発生時の迅速か

つ的確なまん延防止

①防疫対策の推進方向

持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号。以下「持続法」という。）に基づく特定疾病のまん延防止措置を効果的に実施するためには、異状の早期発見と速やかな検査実施が不可欠であることから、関係者が連携してその実現のための措置を推進する。

②関係者の果たすべき役割

ア 疾病の発見・通知・届出

（ア）養殖業者等は、その所有し、又は管理する養殖水産動植物の異状を発見した場合には、直ちに管轄の都道府県水産防疫担当部局又は魚病指導機関へ相談し、又は通知するとともに、異状を示す個体や死亡した個体を保存し、その一部を速やかに魚病指導機関に送付する。なお、養殖業者等は本要綱の「Ⅱ 病性鑑定指針」等を参考に、高い死亡率若しくは死亡の継続、特定疾病が疑われる又は既知の疾病とは異なる具体的な臨床症状をもって「異状」と判断する。

（イ）養殖業者等から異状の通知を受けた魚病指導機関は、速やかに対応するために漁業協同組合等にも併せて連絡し、関係者への注意喚起に努め、養殖業者等関係者から、養殖水産動植物の異状発生状況の概要（別記様式 1）を聴取するとともに、当座の措置として、必要に応じて魚類防疫協力員の協力を得つつ、養殖業者等に対し、疾病のまん延防止に必要な移動の自粛、排水停止等の措

置を迅速に指導する。

(ウ) 魚病指導機関は、異状のあった養殖水産動植物が、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあると判断した場合には、異状の相談をした養殖業者等に対して、持続法第7条の2第1項の規定に基づき、文書（別記様式2）又は口頭で都道府県水産防疫担当部局に届け出るよう指導するとともに、その他疾病のまん延防止に必要な指導を行うものとする。

(エ) 養殖業者等は、魚病指導機関から、特定疾病の発生又は発生疑いを都道府県水産防疫担当部局に届け出るよう指導を受けた場合は、持続法第7条の2第1項の規定に基づき、速やかに、文書（別記様式2）又は口頭で都道府県水産防疫担当部局に届け出る。

(オ) 養殖業者等から口頭で届出を受けた都道府県は、届出事項を正確に記録（別記様式3）するものとする。

イ 養殖場への立入検査等

(ア) 都道府県は、アの規定に基づく養殖業者からの相談、通知・届出を受け、異状の発生状況の概要（別記様式1）を聴取又は書面で確認し、特定疾病の疑いがあると判断した場合は、速やかに魚類防疫員等の水産防疫の専門的知識や経験を有する者を現地へ派遣する。

(イ) 派遣された魚類防疫員等は、病原体を拡散させないよう必要な消毒等を徹底しつつ、異状のあった養殖水産動植物の健康状態等を確認するとともに、養殖業者への事情聴取、本要綱の別記3「養殖場における衛生対策指針」の養殖水産動植物の観察記録・飼育

管理記録、外部からの親魚、種苗等の導入履歴等必要な資料の確認を行い、必要に応じて特定疾病についての精密検査を実施するための採材を行う。この際、養殖業者が協力しない場合には、当該養殖業者に対する持続法第7条の2第2項に基づく検査の命令又は同法第10条第1項に基づく立入検査等を実施することができる（別記様式4）。立入検査を実施するに当たっては、持続法第10条第2項に基づき身分証明書を携帯し、検査する相手方に対し提示するとともに、趣旨を十分説明する等の対応の必要がある。

(ウ) 都道府県は、養殖業者に対して、精密検査の結果が出るまでの間の当該養殖水産動植物の移動自粛等の防疫措置の実施を要請する。

(エ) 都道府県は、特定疾病の発生が確認された場合に備え、疾病のまん延防止等の措置を迅速かつ的確に行うために、立入検査を実施した養殖場と関連する水系や周辺の養殖関連施設の水産動植物の状況等を総合的に勘案して、特定疾病の病原体に汚染された可能性のある場所を疫学関連場所として選定する。また、必要に応じて、疫学関連場所に対して水産動植物の健康状態の確認や、部局等と連携して水産動植物の健康状態の確認や必要に応じて立入検査や検査等を速やかに実施する。

ウ 異状発生時の報告等

(ア) 都道府県水産防疫担当部局は、養殖業者等から水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあるとの届出を受けた場合、持続法第7条の2第3項の規定に基づき、畜水産安全管理

課及に必要な疫学関連情報を速やかに報告（別記様式5）するとともに、関係都道府県水産防疫担当部局に通報する。

（イ）畜水産安全管理課は、異状が確認された養殖場の水産動植物が他都道府県の養殖場等へ移動していることが確認された場合、関係都道府県と防疫対応について協議する。

エ 特定疾病の検査

（ア）魚病指導機関は、届出のあった養殖水産動植物について特定疾病にかかっているか否かについて本要綱の「Ⅱ 病性鑑定指針」に基づき検査を実施する。

（イ）水産技術研究所は、魚病指導機関に対して必要に応じて技術的支援をする。また、魚病指導機関の検査の結果が陰性の場合を除き、確定診断を行う。ただし、コイヘルペスウイルス（KHV）病及びマボヤの被囊軟化症については、水産技術研究所によって実施された KHV 病及びマボヤの被囊軟化症の診断技術認定テストに合格した者に限り、同研究所に代わって確定診断を行うことができる。魚病指導機関は、水産技術研究所に確定診断を依頼するに当たっては、検体の採材方法、部位、数量、保管温度等、的確な検査の実施に必要な事項を確認した上で検体を送付することとし、別記様式6に必要事項を記載し、検体に添付する。なお、送付又は受取に当たっては、特定疾病の病原体を含んでいる可能性に十分配慮し、拡散防止を徹底すること。

（ウ）水産技術研究所は、依頼を受けた検査の結果を取りまとめ次第、検査を依頼した都道府県及び畜水産安全管理課に対して速やかに

報告する。

(エ) 都道府県水産防疫担当部局は、(ア) 及び (イ) の結果、陽性が確認された場合は、持続法第 7 条の 2 第 3 項の規定に基づき、検査結果を畜水産安全管理課及び関係都道府県水産防疫担当部局へ速やかに報告(別記様式 7)するとともに、関係者と連携して(5)の具体的なまん延防止措置についての対応を協議する。

(オ) 都道府県水産防疫担当部局は、(ア) 及び (イ) の結果、陰性が確認された場合は、検査結果を畜水産安全管理課及び関係者へ速やかに報告(別記様式 8)するとともに、移動自粛等の防疫措置を講じていた場合は、これを解除する。

(カ) 都道府県は、養殖業者等に対し、持続法第 7 条の 2 第 2 項に基づく検査を命じた場合、養殖業者等の求めに応じて、持続法第 9 条の 3 の規定に基づく検査証明書(持続法規則別記様式第 1 号)を交付する。

(5) 疾病発生時の迅速かつ的確なまん延防止

①防疫対策の推進方向

(4) の検査の結果、特定疾病が発生したと認められるときは、我が国の養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあることから、防疫措置を迅速かつ的確に実施する必要があるため、その実現に向けた措置を推進する。

②関係者の果たすべき役割

ア 移動制限又は禁止

都道府県水産防疫担当部局は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、持続法第8条第1項の規定に基づき、特定疾病にかかり、若しくはかかっている疑いがあり、又は特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、関係者と協議の上、特定疾病のまん延を防止するために必要な限度において、当該養殖水産動植物の移動の制限又は禁止を命ずることができる（別記様式9）。なお、持続法第8条第1項第3号の「特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物」とは、当該特定疾病に感受性のある養殖水産動植物であって、当該特定疾病の発生が確認された養殖場等の近傍かつ同一水系に所在する等、既に病原体にさらされた可能性がある都道府県が指定する区域に所在する養殖水産動植物を指す。

イ 検査、注射、薬浴又は投薬

都道府県水産防疫担当部局は、持続法第9条の2第1項の規定に基づき、特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、関係者と協議の上、特定疾病のまん延を防止するため必要があるときは、当該養殖水産動植物への検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。その際、都道府県は、本措置を受けた養殖業者等の求めに応じて、同法第9条の3の規定に基づき、検査証明書又は注射（薬浴、投薬）証明書（持続法規則別記様式第1号）を交付しなければならない。

ウ 養殖水産動植物の処分

(ア) 都道府県水産防疫担当部局は、持続法第8条第1項第2号の規定に基づき、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、関係者と協議の上、特定疾病のまん延を防止するために必要な限度において、当該養殖水産動植物の焼却、埋却その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずることができる。

(イ) 都道府県水産防疫担当部局及び魚病指導機関は、日頃から収集している情報を十分に活用して、対象の養殖業者等と協議しつつ、必要なまん延防止措置を検討することとし、特に、持続法第8条第1項第2号の「その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法」については、科学的に有効性及び安全性が確保されるかについて畜水産安全管理課及び水産技術研究所と協議するものとする。

(ウ) 養殖業者等は、まん延防止措置を効果的かつ的確に実施するため、都道府県の監督の下で、自らの責任において原則として現地又はその近くにおいて焼却、埋却その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法により処分を行うこととし、処分場所までの運搬に当たっては、密閉容器を使用する等病原体を拡散させない措置を講じる。また、処分場所及び方法の選定に当たっては、関係者と十分協議の上、a) 埋却の場合は土質、地下水及び水源との関係、b) 焼却の場合は火災予防、c) 薬剤を使用する場合は適切な使用、d) その他の方法による場合は病原体の確実な感染性の喪失、e) 廃棄物としての取扱い等について留意する必要がある。

なお、感染水産動物を飼料原料へ活用する場合には、「コイヘルペ

スウイルス（KHV）病感染魚の飼料への活用に係る調査の実施について」（平成15年11月25日付け15消安第3615号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）の別紙「コイヘルペスウイルス（KHV）病感染魚の飼料原料への活用に係る指導・確認における留意事項について」に従うものとし、飼料原料以外の加工原料等へ活用する場合には、同留意事項に準じて取扱いを検討するものとする。

エ 消毒

都道府県は、持続法第8条第1項第4号の規定に基づき、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他持続法規則第5条各号に掲げる物品（施設又は器具、容器包装等）を所有し、又は管理する者に対し、関係者と協議の上、特定疾病のまん延を防止するために必要な限度において、当該物品の消毒を行い、特に、病原体の拡散防止に留意して、病原体が付着しているおそれのある器具、衣類等は煮沸や消毒液への浸漬などを適切に行い、発生施設からの飼育水の排水等については消毒を行うことを命ずることができる。

オ まん延防止措置の実施に当たっての注意

都道府県水産防疫担当部局は、まん延防止措置を実施する場合、特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、この措置が水産防疫上必要なものであることを説明し、所有者等に課せられた義務は行政不服審査法

(平成 26 年法律第 68 号) に基づく不服申立てができないものであることを告げる必要がある。なお、当該特定疾病のまん延防止措置の命令は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号) 上の不利益処分に当たるが、同法第 13 条第 2 項第 1 号の「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、意見陳述のための手続を執らなくてよい。しかし、同法第 14 条の「不利益処分の理由の提示」の規定は適用されること及び当該事務の強権性に鑑み、命令の相手方に対し、事前に趣旨を十分説明する等の対応が必要である。

カ まん延防止措置の実施報告

都道府県水産防疫担当部局は、ア～エのまん延防止措置を実施した場合は、畜水産安全管理課及び関係都道府県水産防疫担当部局に速やかに報告(別記様式 10) する。

キ 特定疾病発生等の公表

特定疾病発生、まん延防止措置等の報道機関への公表については、畜水産安全管理課及びまん延防止措置を行った都道府県水産防疫担当部局が協議の上で行うこととする。

ク 移動制限等の規制解除

都道府県水産防疫担当部局は、ウ及びエのまん延防止措置が完了した後に、特定疾病の特性を踏まえ、まん延状況を正確に把握し、アの規制解除の要件、時期等について、関係者と協議の上、規制対象者に対して的確な規制解除を行い、その旨を畜水産安全管理課及び関係都道府県水産防疫担当部局に通知(別記様式 10) する。

(6) 疾病発生後の原因究明等

①防疫対策の推進方向

特定疾病のまん延防止推進に資するため、実施したまん延防止措置や、発生原因を正確に把握したうえで評価し、防疫体制の精度向上に向けた措置を推進する。

②関係者の果たすべき役割

ア 発生の原因究明

(ア) 都道府県水産防疫担当部局、魚病指導機関及び畜水産安全管理課は、特定疾病の発生を確認した場合、直ちに疫学情報の収集、水産動植物や物品の移動、使用水・飼料の利用状況、感受性動植物の分布、気象条件等に関する網羅的な調査を水産技術研究所等と連携して実施し、発生の原因を究明する。

(イ) 畜水産安全管理課は、必要に応じて(ア)の調査が迅速かつ的確に行えるよう、水産防疫専門家会議の委員等の専門家から構成されるチームを設置する。同チームは、都道府県等に対して必要な助言・指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、疾病発生の原因究明の分析・取りまとめを行う。

イ 防疫措置に必要な人員の確保

(ア) 都道府県は、特定疾病の発生が確認された養殖場におけるまん延防止措置、移動制限の実施、発生の原因究明等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を

速やかに確保する。

(イ) (ア) について、当該都道府県のみでは特定疾病の発生が確認された養殖場におけるまん延防止措置、周辺養殖場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等への職員の派遣等の要請の実施について、畜水産安全管理課と協議する。

ウ 損失の補償に係る水産動植物の評価等

都道府県水産防疫担当部局は、特定疾病まん延防止措置により処分した水産動植物の評価額の決定は、「特定疾病まん延防止措置の運用について」（消費・安全対策交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 消安第 10272 号農林水産省消費・安全局長通知）別添 5－1）に定める水産動植物の単価に基づいて行うものとする。

(7) 疾病に関する研究や検査方法等の開発の推進及び防疫対策を担う人材育成

①防疫対策の推進方向

疾病に関する研究や精度の高い診断技術、検査方法等の開発を推進するとともに、養殖現場における防疫対策の中核的役割を担う人材を育成することで防疫体制の強化を図る。

②関係者の果たすべき役割

ア 水産技術研究所は、特定疾病等の確定診断を担うとともに、大学等の他の研究機関と密接に連携し、疾病の発生予防、診断及びまん延防止に寄与する研究や技術開発を推進する。

イ 畜水産安全管理課は、疾病の発生予防、疾病診断及びまん延防止に寄与する研究や技術開発を支援する。

ウ 畜水産安全管理課は、魚類防疫協力員、魚類防疫士、養殖場における魚病診療に対応する獣医師等、養殖現場における防疫対策の中核的役割を担う人材の育成を支援する。

(8) リスク評価の実施

①防疫対策の推進方向

科学的知見に基づいた疾病のリスク評価を継続的に実施し、リスク評価結果を踏まえたリスク管理措置について検討する。

②関係者の果たすべき役割

畜水産安全管理課は、毎年度、必要に応じて、水産防疫専門家会議を開催し、収集した科学的知見に基づいた疾病のリスク評価を実施する。リスク管理措置が必要と判断された場合は、水産防疫の対象となる水産動植物等を見直すとともに、本要綱の見直しや新たな指針等の策定等を行う。

3 新疾病への対応

(1) 防疫対策の推進方向

新疾病とは、既知の伝染性疾病とその病状が明らかに異なる養殖水産動植物の疾病のことである。新疾病が発生した場合、早期に疾病の存在を発見し、まん延防止措置を行いつつ、病原体を特定して病性を

把握することが必要となることから、関係者が連携して対応する。

(2) 関係者の果たすべき役割

① 都道府県水産防疫担当部局は、養殖業者等による報告、魚病指導機関による巡回調査、立入検査等により、新疾病の発生が疑われた場合は、遅滞なく別記様式 11 の内容を聴取等により確認する。

② 都道府県水産防疫担当部局は、①により新疾病の発生が疑われた場合は、畜水産安全管理課に①について速やかに報告し、水産技術研究所に病性鑑定を依頼するとともに、必要に応じて、病性が確認されるまでの間、当面の対応について、畜水産安全管理課、水産技術研究所等と協議し、当面のまん延防止措置を当該養殖業者等に指示する。

なお、病性鑑定材料の送付に当たっては、本要綱の 2 (4) ②エ (ア) に準じて行うこととする。

③ 水産技術研究所は、②について病性鑑定を実施し、当該道府県水産防疫担当部局及び畜水産安全管理課に病性鑑定の結果等について報告する。

④ 都道府県は、水産技術研究所が実施する病性鑑定の結果を踏まえ、新疾病が発生したと認めた場合は、持続法第 12 条の規定に基づき、遅滞なく畜水産安全管理課に別記様式 11 により届け出るとともに、結果を踏まえたまん延防止措置について、畜水産安全管理課、水産技術研究所等と協議し、まん延防止措置を対象の養殖業者等に指示する。

- ⑤ 畜水産安全管理課は、当該新疾病の発生状況を把握するため、必要に応じて、都道府県に対し、調査を依頼する。
- ⑥ 新疾病の発生が明らかになったことについて公表する場合は、畜水産安全管理課及び対象の都道府県が協議して行うこととする。
- ⑦ 畜水産安全管理課は、当該新疾病の病性が特定疾病と同等であると判断された場合には、特定疾病に追加することを検討するものとする。

4 特定疾病以外の定着している疾病への対応

特定疾病又は新疾病に該当せず、既に国内で発生が確認されており、かつ、持続的養殖生産の障害となっている疾病についても、適切な対策をとる必要がある。都道府県は、必要に応じて持続法第 10 条に基づく立入検査等及び同法 11 条に基づく報告の徴取等により、地域における疾病の発生状況の的確な把握に努める。また、これに基づく効果的な発生子防措置、被害を最小限に抑える措置等に関する指導に努めるものとする。

国及び都道府県は、特に注意すべき疾病に関しては、別途防疫対策を検討し、必要な措置を講じる。

輸入水産動物の着地検査指針

<目 的>

養殖の用（試験研究用等を含む。）に供することを目的に輸入された水産動物について、輸入された後も仕向先の養殖場において引き続き健康状態、移動等について監視し（以下「着地検査」という。）、飼育環境の変化等により特定疾病が万が一発生した場合に、早期に発見し、迅速にまん延防止措置を講じることがを目的とする。

1 着地検査の対象動物

養殖の用に供することを目的に輸入された水産資源保護法施行規則（昭和27年農林水産省令第44号。以下「水資法規則」という。）第1条第1項の表に掲げる水産動物であって、生きているもの（輸入許可後に、直接店頭等で観賞用として販売されるものを除く。）（以下「着地検査対象動物」という。）。

2 着地検査のための場所・期間

（1）着地検査を実施する養殖施設等（以下「着地検査場所」という。）の要件

- ① 内水面養殖（陸上養殖を含む。以下同じ。）の場合、仕向先の養殖場等において万が一疾病が発生した場合であっても既に飼育されている水産動物に疾病が水平感染しないように隔離して飼育することが可能な施設内であ

り、飼育水を排水する際には、河川等の公共の用に供する水面に直接排水することなく消毒後に排水する、又は下水道に排水する構造となっていることが望ましい。

- ② 海面養殖の場合、仕向先の養殖場等において既に飼育されている水産動物と区別して飼育することが可能な施設内であることが望ましい。

(2) 着地検査場所を決定するに当たり留意すべき事項

仕向先の養殖場を管轄する都道府県水産防疫担当部局（以下「着地検査管轄都道府県」という。）は、水産防疫に関する検査・指導等を行う都道府県の水産試験場等（以下「魚病指導機関」という。）と連携して着地検査対象動物の輸入者（申請者）が、3（1）の輸入許可申請時に動物検疫所に提出する書類を参考に、施設の概要、排水の管理状況、既に飼育している水産動物と着地検査対象動物の隔離状況等を、当該着地検査対象動物が仕向けられる前にあらかじめ着地検査場所の責任者と2（1）について調整した上で着地検査場所を決定する。

(3) 着地検査期間

着地検査期間は、着地検査場所に着地検査対象動物が到着した後、また、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第14条第1項に基づく管理命令（以下「管理命令」という。）による管理飼育を行う場合はその期間（以下「管理飼育期間」という。）を含めて、原則として、概ね6か月間とする。ただし、最新の情報から問題がないと判断される養殖場からの輸入にあつては、都道府県知事は、周辺水域との疫学的な接続性等を勘案し、畜水産安

全管理課が別途定める基準に従って、管理飼育期間を下限として着地検査期間を定めることができる。

3 動物検疫所の役割

動物検疫所は、以下について着地検査管轄都道府県と情報を共有する。

- (1) 動物検疫所は、着地検査対象動物の輸入者（申請者）に対して輸入許可申請時に提出した必要書類（輸入許可申請書、輸出国政府発行の検査証明書等）の写しを当該動物の着地検査管轄都道府県に送付するよう依頼することとし、あらかじめ当該動物に関する基本情報（輸出国、動物種、数量、搭載日・場所、輸送方法、到着日・場所、輸出国における精密検査結果等）を着地検査管轄都道府県と共有する。
- (2) 動物検疫所は、当該動物の日本到着時に実施する現物検査の結果及び輸入許可証（写し）を、着地検査管轄都道府県に送付し、情報を共有する。
- (3) 動物検疫所は、輸入許可後に管理命令による管理飼育を実施した場合については、管理飼育期間中の着地検査対象動物の健康観察記録や必要に応じて実施する精密検査結果等の管理飼育を終了した後に実施する着地検査の際に参考となる情報について、着地検査管轄都道府県に送付し、情報を共有する。

4 輸入者（申請者）等の役割

着地検査対象動物の輸入者（申請者）等は、3（1）の着地検査対象動物の輸入許可申請を、動物検疫所が別途定める期日までに行うとともに、以下について動物検疫所及び着地検査管轄都道府県に協力する。

（1）3（1）の着地検査対象動物の輸入許可申請に先立ち、着地検査場所の責任者に対して、2（1）の着地検査場所を決めるに当たり、あらかじめ着地検査管轄都道府県及び担当魚病指導機関と調整するよう助言する。

（2）輸入許可申請書を動物検疫所に提出する際、併せて輸入許可申請に必要な書類（輸入許可申請書、輸出国政府発行の検査証明書等）の写しを当該動物の着地検査管轄都道府県に送付し、担当魚病指導機関と共有する。

（3）着地検査対象動物の着地検査場所までの搬送に当たっては、搬送に使用した水等を公共の用に供する水面に直接排水することのないよう、輸送担当者等に協力を依頼する。

5 都道府県の役割

着地検査管轄都道府県は、担当魚病指導機関と情報を共有するとともに、連携して以下について対応する。

（1）目視観察等による健康状態の把握、検査の実施

① 着地検査管轄都道府県の魚病指導機関は、着地検査対象動物が着地検査場所に到着後、可能な限り速やかに着地検査場所における調査、若しくは着地検査場所の責任者からの電話報告等（リモート通話を含む。）により、当該動物の健康状態等を確認し、飼育水温、飼育管理状況（飼育密度、給

餌、投薬、ワクチン接種、消毒・清掃の実施等)、飼育環境(水質、赤潮など)等を含め記録し、少なくとも3年間保管する。

② 着地検査管轄都道府県の魚病指導機関は、着地検査期間中、着地検査対象動物の健康状態等について着地検査場所の責任者からの定期的な報告や着地検査場所における調査により確認し、飼育水温、飼育管理状況(飼育密度、給餌、投薬、ワクチン接種、消毒・清掃の実施等)、飼育環境(水質、赤潮など)等を含め記録し、少なくとも3年間保管する。

③ 着地検査管轄都道府県の魚病指導機関は、着地検査場所の責任者に対して、水産防疫対策要綱の2(3)に掲げる養殖水産動植物の疾病の発生予防の観点から、別記3に基づく指導を行う。

④ 着地検査管轄都道府県の魚病指導機関は、着地検査対象動物が特定疾病等にかかっている疑いがあると判断した場合は、速やかに着地検査管轄都道府県に連絡し、連携して対応を協議の上、着地検査場所における調査等を実施して、当該着地検査対象動物の健康状態等を確認するとともに、必要に応じて精密検査を実施し、着地検査管轄都道府県は水産防疫対策要綱の2(4)に基づき、速やかに畜水産安全管理課に報告する。

(2) 着地検査期間中の着地検査対象動物の移動自粛

① 着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関は、着地検査場所の責任者に対して、着地検査期間中の着地検査対象動物については、原則着地検査場所のみで飼育し、食用として出荷される場合を除き、可能な限り着地検査場所以外への移動を自粛するよう要請する。

② やむを得ず着地検査期間中に着地検査対象動物を移動する場合は、当該

動物の移動先の着地検査場所を管轄する都道府県において、引き続き着地検査を実施することとし、移動先の着地検査場所を管轄する都道府県においても、移動履歴とともに当該動物の健康状態等について記録し、少なくとも3年間保管する。

6 着地検査場所の責任者の役割

着地検査場所の責任者は、着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関の指導の下、以下について実施する。

- (1) 着地検査管轄都道府県が行う2(2)の着地検査場所の決定に当たっては、2(1)の要件を踏まえたものとなるよう担当魚病指導機関に協力する。
- (2) 着地検査期間中は、当該対象動物の健康観察を行い、飼育状況（飼育水温、飼育密度、給餌、投薬、ワクチン接種状況、消毒・清掃の実施状況、水質、赤潮等）を含め記録し、少なくとも3年間保管する。異状を認めた場合は、速やかに着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関に連絡する。
- (3) 着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関が実施する着地検査場所における調査や必要に応じて実施する精密検査に必要な検体の採材について協力し、(2)の記録の提示を求められた場合は協力する。
- (4) 着地検査期間中の当該着地検査対象動物の当該着地検査場所以外への移動は自粛する。ただし、やむを得ず移動する必要がある場合については、畜

水産安全管理課が別途定める手続に従って、着地検査管轄都道府県の担当魚病指導機関と4（3）及び5（2）を踏まえた移動について調整し、実施する。なお、移動により着地検査管轄都道府県が変わる場合については、事前に移動先施設を管轄する都道府県水産防疫担当部局の了解を得て、新たな着地検査場所を決定した後に、実施する。

特定疾病等のサーベイランス指針

<目 的>

本指針は、特定疾病等に関する疾病調査の基本的な考え方を示したものである。

1 定義

本指針において「サーベイランス」とは、特定疾病をはじめとする我が国の水産養殖業にとって重要な疾病について、国内における清浄性、発生状況及び動向を把握するために統一的な手法を用いて検査し、得られた情報を継続的に収集、分析及び評価する手段をいう。

2 サーベイランス実施地域及びその対象疾病

サーベイランスは、特定疾病のほか、国際獣疫事務局（WOAH）のリスト疾病その他重要とされる疾病を対象とし、疾病ごとの発生状況、地理的分布等必要な事項を総合的に勘案し、全国を対象に行う。

実施に当たっては、その目的、対象となる動物種、範囲、検査方法、判定等の詳細な事項について、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所（以下「水産技術研究所」という。）等研究機関及び水産動物疾病の専門家と連携して農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全

管理課」という。)が策定し、都道府県水産防疫担当部局等関係者に毎年度別途通知する。

また、畜水産安全管理課は、水産技術研究所等の研究機関と連携し、平時より海外における疾病に関する情報の積極的な収集に努め、我が国への侵入の危険度が高まり、新たにサーベイランスが必要と判断された場合は、別途サーベイランス実施の詳細について、関係者に通知する。

3 サーベイランス実施の手順

サーベイランスの実施に当たっては、以下(1)～(6)の基本的事項に留意して、円滑な推進を図るものとする。

(1) サーベイランスの目的の設定

畜水産安全管理課は、サーベイランスの実施に当たり、疾病ごとにどのような目的で特定疾病等の清浄性、発生状況、動向を把握するかについて、サーベイランス実施関係者(養殖業者、都道府県、水産技術研究所等研究機関)に対して明確に示すこととする。

(2) サーベイランス実施計画の策定及び実施に当たっての留意点

サーベイランス実施計画の策定及び実施に当たっては、以下の点に留意して行うことが重要である。

- ① サーベイランス全体の構成(手順)は可能な限り単純にし、容易に実施することが可能なものとする。
- ② サーベイランスの実施に柔軟性をもたせ、サーベイランスに関わる者からの意見をフィードバックすることにより改善を行う。

- ③ サーベイランスに関わる者の理解が得られるよう、データの収集、情報の提供に当たり関係者や組織の役割とその重要性を明確にする。
- ④ 収集するデータの種類、診断基準の定義等を明確にする。
- ⑤ サーベイランスの実施で得られた結果が、母集団を代表するものとなるような標本抽出方法を選択し、都道府県間で誤差が生じないようにする。
- ⑥ データの収集から対策の実施までの各段階の措置が迅速に行えるようにする。
- ⑦ 時間的分布を把握するため、疾病の特性に応じ、計画的にデータを収集する。

(3) 検査の実施に当たっての考え方

サーベイランスの検査実施に当たっては、疾病ごとに以下の基本的事項に留意して、本要綱の「Ⅱ 病性鑑定指針」又は科学的知見に基づく方法により検査を実施することが重要である。

- ① サーベイランス実施区域の設定に当たっては、国内外の疾病発生状況、疾病の伝播力、水産動物の飼育状況等について十分配慮するとともに、検査目的に適合した区域を選び、可能な限り対象とする母集団全体の状況等を把握するよう考慮する。
- ② 検査に当たっては、サーベイランスの目的に応じて適切な標本の抽出方法及び検査方法を選択して実施するものとする。
- ③ 検査のための採材時期の設定は、疾病ごとの発症温度、隣接区域の飼育状況、水産動物の移動履歴等を考慮して水産動物が病原体に暴露する可

能性がもっとも高い時期とする。

(4) 検査結果の報告及び集計

サーベイランス実施担当者は、サーベイランスの検査結果を取りまとめ、毎年度別途通知する報告方法に従って畜水産安全管理課に報告する。

(5) 集計された結果の分析及び評価

畜水産安全管理課は、水産技術研究所及び水産動物疾病の専門家と連携を図りつつ、科学的・客観的に分析及び評価を行い、疾病に関する疫学的考察、現在の防疫措置の評価あるいは今後の防疫措置の選定、さらには、防疫体制を強化するための発生予察手法の確立等に活用する。

(6) 都道府県への情報の還元、国際機関等への情報の提供

畜水産安全管理課は、取りまとめた評価結果を都道府県等関係者へ還元するとともに、必要に応じて WOAHP を通じて各国へ情報提供する。

養殖場における衛生対策指針

<目 的>

新疾病を含め、養殖水産動植物の疾病の発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合であっても早期に発見し、迅速にまん延防止措置を講じることが可能となるよう、養殖業者自らが日頃から実践すべき衛生管理の基本を示し、全ての関係者が一体となって水産防疫に取り組むことを目的とする。

1 水産防疫に関する情報収集

養殖業者は、都道府県水産防疫担当部局等が開催する講習会への参加、農林水産省、研究機関等のホームページに掲載されている水産防疫に関する情報を参考に、養殖水産動植物の持続的養殖生産確保法施行規則に定められた特定疾病等についての特徴的な症状や予防に関する知見を深め、国内外の疾病発生状況等を確認しつつ、自衛防疫に努める。

2 疾病の発生予防に向けた基本的な取組

(1) 一般衛生管理

養殖業者は、養殖場の周辺海域、河川等の衛生環境を把握し、各種疾病の誘発原因となる飼育水の水質、飼育密度等に留意し、いけす、養殖施設、養殖資機材、保管施設等の清掃、消毒、排水の管理などの衛生管理を徹底

し、また、死亡や伝染性疾病に伴う症状を示した魚等を、放置することなく迅速に回収、検分して、衛生的な飼育環境の保持に努める。

また、ヒトを介した養殖場内への疾病拡散にも留意し、職員の手指や靴等の被服類、たも網等の漁具類、死亡魚の集積場周辺など、リスクの高い場所を中心に、的確な消毒に努める。

(2) 外部からの親魚、種苗等の導入

- ① 養殖業者は、親魚、種苗等を外部から導入する際、あらかじめ導入元での管理状況（導入履歴、疾病の発生状況、衛生管理状況等）を確認し、既に飼育している水産動物と一定期間隔離（海面養殖の場合は区別）して飼育するよう努めるとともに、次に掲げる事項を記録し、少なくとも3年間保管する。また、都道府県が導入記録の閲覧や調査を求めた場合は協力する。

ア 導入日時

イ 導入元名、住所

ウ 動物種、成長段階（発眼卵、幼生、稚魚、幼魚、月齢など）、数量

エ 水産動物の健康観察、飼育環境（飼育水温等）、消毒等の処置等

- ② 海外から親魚、種苗等を輸入する場合で、その動物種が水産資源保護法に基づく輸入防疫対象疾病の対象動物に該当する場合については、養殖業者は、水産防疫対策要綱の別記1「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき、都道府県の行う着地検査に協力する。

(3) 餌料の使用、保管

養殖業者は、餌料の原材料（動物種）、原産国、名称、ロット番号、製造

会社（販売元）、流通ルート等を把握した上で使用し、水産防疫上適切な場所と温度で保管する。

3 水産動植物の健康観察と異状が確認された場合の対応

(1) 水産動植物の健康観察・飼育管理

養殖業者は、日常より水産動植物の健康状態を観察するとともに、次に掲げる事項を記録し、少なくとも3年間保管する。また、都道府県が導入記録の閲覧や立入検査を求めた場合は協力する。

- ① 水産動植物の健康状態、異状の有無
- ② 飼育水温等の飼育環境の状況
- ③ 死亡数
- ④ 養殖場所の移動・出荷等（具体的な場所）
- ⑤ 疾病の検査履歴（サンプル場所、数量、検査場所、検査項目・結果等）
- ⑥ 投薬履歴
- ⑦ 都道府県の立入検査履歴（年月日、指導事項等）

(2) 水産動植物に異状が確認された場合の対処

養殖業者は、水産動植物の状態が通常と異なる場合や、死亡数が増加するなどなど、疾病の疑いがある症状を示している場合は、速やかに都道府県（最寄りの水産試験場等）に相談する。

4 水産用医薬品の適正な使用

養殖業者は、水産用医薬品の使用に当たっては、使用する医薬品の使用上

の注意に従い、指導機関（都道府県の家畜保健衛生所、魚病指導総合センター、水産試験場等）に相談し、又は指導を受けた上で使用する。使用基準（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 83 条の 4 第 1 項に規定する使用者が遵守すべき基準）が定められた医薬品の場合、使用基準の定めるところにより使用するとともに、使用記録を帳簿に記載し、少なくとも 2 年間保管する。

別記様式 1

養殖水産動植物の異状の発生状況概要

報告日 年 月 日

氏名：

養殖場名		代表者	
所在地	電話 ()		

1 飼育・生産

飼育魚種	主管理者	労務	自 家 人、雇 用 人
(記入例) ニジマス イワナ ヤマメ コ イ クルマエビ その他	(記入例) 飼育形態 ・種卵生産 ・市場出荷 ・食用魚生産 ・発眼卵購入 ・稚魚購入 ・成魚購入		
		出荷形態	・鮮魚出荷 ・活魚出荷 ・その他

2 飼育池 (合計面積 m²)

	面積m ²	面 数	総面積m ²	疾病の発生状況
稚魚池				
成魚池				
親魚池				
蓄養池				

3 使用水

種類	水量	水 温	用途	病原体汚染の有無
				有・無・不明

*種類：湧水、地下水、河川水、海水、その他から記入

4 概要図

注入路・・・青色 用水の種類①
 排水路・・・赤色 ②
 防疫（隔離）施設・・・緑色 ③
 発生場所・・・◎印

5 飼育・生産状況表（ 年）

項 目 魚種名	発眼卵 (万)		稚魚 (万尾)		親魚 千尾	備考 (種卵、種苗購入先)
	自家	導入	自家	導入		

6 生産量・出荷量（ 年）

項 目 魚種名	発眼卵 (万)		稚魚 (万尾)		食用魚 (ト))	備考 (出荷先 (購入先)
	自家	出荷	自家	出荷		

7 指導記録

年 月 日	指導内容

別記様式 2

特定疾病の発生又は発生疑いの届出書

年 月 日

〇〇〇県（都道府）知事 殿

（届出者）住所：

氏名：

持続的養殖生産確保法第7条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

- 2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類
- 3 養殖水産動植物の種類
- 4 養殖水産動植物の所在地
- 5 養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態
- 6 その他参考となるべき事項
侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

別記様式 3

特定疾病の発生又は発生疑いの届出書（記録用）

年 月 日

（口頭届出受理者）所属：

氏名：

持続的養殖生産確保法第7条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり特定疾病の発生又は発生疑いの届出を口頭で受けたので記録する。

記

1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類

3 養殖水産動植物の種類

4 養殖水産動植物の所在地

5 養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態

6 その他参考となるべき事項

侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

別記様式 4

特定疾病の届出にかかる検査命令書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇知事

持続的養殖生産確保法第7条の2第2項の規定に基づき、下記の検査を受けるべき旨を命ずる。

記

1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類

3 養殖水産動植物の種類

4 養殖水産動植物の所在地

5 検査内容（方法）

6 その他必要な事項

備 考

- この命令に不服があるときは行政不服審査法（平成 26 年法律 68 号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。
- この命令の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇知事を被告として提起することができます。
- この命令に違反した場合は、所定の罰則が適用されます。

別記様式 5

特定疾病の発生疑いの報告（通報）書

番 号

年 月 日

水産安全室（関係都道府県水産主務部局） 殿

〇〇〇県（都道府）水産主務部局

特定疾病の疑いがある養殖水産動物の発見情報があったので、下記のように通知する。

記

- 1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

- 2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類
- 3 養殖水産動植物の種類
- 4 養殖水産動植物の所在地
- 5 養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態
- 6 その他参考となるべき事項
侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

別記様式 6

病性鑑定材料送付時の添付調書

(〇〇県)

養殖水産動植物所有者氏名：	住所：
養殖水産動植物の種類：	数量：
飼育形態：	
給餌の内容：	
水 温：	
病性鑑定材料：材料の種類	採取年月日
送付年月日	送付方法
発生の範囲、発生期間：	
発生の原因（推定）：	
へい死状況、症状：	
その他参考になる事項：	

採取、記帳者氏名：職名 _____ 氏名 _____

別記様式 7

特定疾病発生報告（通報）書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（関係都道府県知事） 殿

〇〇〇県（都道府）知事

持続的養殖生産確保法第7条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり報告（通報）する。

記

- 1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

- 2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類
- 3 養殖水産動植物の種類
- 4 養殖水産動植物の所在地
- 5 養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態
- 6 その他参考となるべき事項
侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）

* 関係都道府県への通報については、宛先を関係都道府県知事名とする。

別記様式 8

特定疾病の病性鑑定結果が陰性であった場合の報告（通知）書

番 号
年 月 日

水産安全室（関係都道府県水産主務部局） 殿

〇〇〇県（都道府）水産主務部局

年 月 日付け（番号）で通知した特定疾病の疑いがある養殖水産動植物
について、病性鑑定したところ、陰性の結果を得たので通知する。

別記様式 9

まん延防止措置命令書

番 号

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇知事

持続的養殖生産確保法第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

記

- 1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

- 2 養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある特定疾病の種類
- 3 養殖水産動植物の種類
- 4 養殖水産動植物の所在地
- 5 まん延防止措置内容（方法）
- 6 その他必要な事項

備 考

- 1 この命令については行政不服審査法（平成 26 年法律 68 号）による不服申立てをすることはできません。
- 2 この命令の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇〇〇〇〇〇知事を被告として提起することができます。
- 3 この命令に違反した場合は、所定の罰則が適用されます。

別記様式 10

特定疾病措置等報告（通報）書

番 号

年 月 日

農林水産大臣（関係都道府県知事） 殿

〇〇〇県（都道府）知事

持続的養殖生産確保法第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告（通報）する。

記

- 1 特定疾病の種類及び発生場所（市町村を記入）
- 2 対象となった養殖水産動植物の種類
- 3 命令を発した年月日
- 4 命令の内容
- 5 当該措置の実施状況及び実施の結果
- 6 その他必要な事項

* 関係都道府県への通報については、宛先を関係都道府県知事名とする。

新疾病の発生の届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣（関係都道府県知事） 殿

〇〇〇県（都道府）知事

新疾病の発生について、下記のとおり報告する。

記

1 養殖水産動植物の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所

	氏名又は名称	住所（郵便番号、都道府県名～番地）
所有者		
管理者		

2 疾病の症状

3 養殖水産動植物の種類

4 疾病が発生した場所

5 養殖水産動植物が新疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した年月日時及び発見時の状態

6 既に講じた措置又は講じようとする措置の内容

7 その他参考となるべき事項

侵入経路の推定に必要な資料（種苗等の導入元、出荷先、投薬記録、へい死数の推移、飼育経過等）